

2010年3月29日

消費者庁 企画課 御中

## 「集团的消費者被害救済制度」について

・・・意見募集に対する意見表明

内閣総理大臣認定適格消費者団体  
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
理事長 野々山 宏

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地  
ヒロセビル5階

TEL075-211-5920 FAX075-251-1003

### 記

「集团的消費者被害救済制度」に関する当NPO法人の意見は以下のとおりです。

- 1, 当NPO法人は、不特定かつ多数の消費者の権利の擁護を図ることを目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。当NPO法人は、適格消費者団体として、京都府内を主な活動エリアとし、様々な消費者契約に存在する不当な勧誘行為や不当契約条項の是正を求めて申し入れや差止訴訟を行い、消費者契約の適正化に寄与しているところです。
- 2, 大量生産、大量宣伝、大量販売が行われている今日では消費者被害は集团的となっています。集团的消費者被害は、被害者1人あたりの被害額が比較的低額であったり、加害事業者に証拠が偏在していたり、財産の隠匿がされてしまう事案が多い等の特性から、現在の民事訴訟制度では救済が困難です。  
また、当NPO法人は、適格消費者団体として、不当行為に対する差止請求を実施していますが、不当行為を止めさせることができても、消費者が被った被害救済の実現は差止請求だけではできません。  
そのことをふまえ、消費者の救済を実現する新たな訴訟制度が早期に実現されることが必要です。
- 3, 消費者被害には、被害額が数千円のものから数百万円となるものがあります。対象事

業企業が市場での公正化可能性がある事業者もあれば、投資取引詐欺会社など対象事業企業が今後も維持される可能性のない事業者もあります。被害者や被害の特定ができるケースと特定できないケース、損害の個別性が小さいケース、損害の個別性が大きいケースなどがあります。

集团的消費者被害と一言で言っても、多種多様な被害類型があり、これらに対応するための制度としては複数の制度が必要であり、1つの制度に限定する議論をすべきではありません。例えば以下のような、消費者被害の類型ごとに複数の制度を実現させることが考えられます。これらの制度のうち、できる制度から順次創設していくべきです。とりわけ、オプトアウトによる消費者団体訴訟制度は、訴訟提起等を躊躇する被害者の被害救済と不当利得の吐き出しに有用です。

(1) 対象事業企業が今後も維持される可能性のある事業者に対して・・・市場での公正化可能性がある場合

① 被害者や被害の特定ができるケース

i 損害の個別性が小さいケース（NOVA事件，更新料事件など）・・・オプトアウトによる消費者団体訴訟制度。

ii 損害の個別性が大きいケース（PL事件，消費者契約法で取消が絡む事件など）・・・違法性など共通な争点について先行して訴訟をする2段階型消費者訴訟制度

② 被害者や被害が特定できないケース（景表法違反広告，特商法違反広告・不備書面交付事件）・・・消費者団体による利益吐き出し訴訟，あるいは行政による課徴金。回収金は基金にプールして消費者の権利実現に活用。

(2) 対象事業企業が今後も維持される可能性のない事業者に対して・・・市場での公正化可能性がない場合（投資被害事件など）・・・破産または被害回復給付金手続類似の特別な財産保全及び被害配分制度

4, 集团的消費者被害救済制度の目的としては、被害救済か、不当利益はく奪か、と分けて考えるべきではなく、両方の目的が実現できる制度を追及すべきです。

また、被害救済の効率だけではなく、消費者の権利擁護のための活動する消費者団体が一定の役割をはたせる制度とすべきです。とりわけ、適格消費者団体は、この間の差止請求関係業務の経験を蓄積させています。消費者被害救済をはかるために、複数の制度で構成される集团的消費者被害救済制度の中に、適格消費者団体が柔軟かつ果敢に、そして持続的に活用できる制度を明確に位置付けることを求めます。

5, 継続的かつ実効的に集团的消費者被害救済制度が活用され、消費者被害の救済がはかれるよう、下記の対応が実現されるべきです。

(1) 適格消費者団体が、事前に調査する費用、被害消費者に対して公告通知する費用、訴訟費用、分配の費用等が低額となり、さらにこれを回収することができる仕組みを制度に組み込むこと

(2) 行政機関による適格消費者団体への資金面の支援を早期に具体化すること

(3) 消費生活センターが受けた消費生活相談情報について、現行の制度よりも情報提供

- の範囲を広げ，よりスピーディーに情報提供が受けられるようにすること
- (4) 行政機関が調査権限を活用して入手できる事業者に関する情報について，集团的消費者被害救済制度を活用するにあたって必要な範囲で，適格消費者団体に提供される制度を整備すること
  - (5) 民事保全法の特則を設けて保全措置を取り易くすること
  - (6) 文書提出命令の強化など，事業者の保有する被害者と損害額認定に必要な証拠を事業者が提出するための制度を導入すること
  - (7) 損害額の柔軟な認定ができる制度を導入すること
  - (8) 課徴金制度は基金を作って，これに組み入れ，その基金を消費者の権利のために活用すること

以 上